全国浴場新聞
発行所 全国公衆浴場確保対策協議会 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1-10-2
TEL(862)6241-8
購読料 1部 60円

全浴、活性化推進委開く

報告書案、内容を審議
西田理事長に結果報告

全浴連（西田寛一理事長）は、いよいよ最終段階に入った。

中島委員長は「厚生省が新たに助成対策は委員会の性格から分離して考えるほしい。自助努力については活性化方策の中で論じていただきたい」と述べ、事務局から活性化方策の報告書の概要について説明があった。

中島委員長は、委員会の開催に際し、これまで各地の資料、ご意見をいただき協議を重ねてきたが、それらを求事務局で報告書案を作成、各委員の了解を得たうえで配布してある。基本的には各地区の推進が主であり、積極面を強調しているところをご理解いただきたい、委員会の協議は今回の提案を基に審議し、今回の提案を作成し、西田理事長に報告したいと考えている」と挨拶、活性化方策について審議に入った。

第四回の公衆浴場活性化推進委員会（中島利雄委員長）を2月27日、全浴連会議室で開き、活性化方策の報告書案の各項目について意見を交わした。

審議の内容については、「委員会の開催日程」、「報告書の内容」について説明があった。

【はじめに】
①公衆浴場の現状
②活性化推進委員会の設置の経過と目的
③委員会の審議
④活性化方策の策定経過

【第一】総論
①公衆浴場活性化の基本的な考え方
②厳寒地区方策と活性化対策
③活性化方策と過当競争
④活性化方策と特殊浴場（ソープランドなど）との関連性

【第二】活性化方策の基本的な考え方
①自家風呂との価値比較をする
②温泉施設を充実させる
③設備改善を促進する
④入浴料金を改定する
⑤高齢者サービスの向上をはかる
⑥施設の多機能化をはかる
⑦利用の適正化を図る
⑧営業時間の適正化を図る
⑨営業時間外の施設の活用対策

【第三】活性化方策の実施
①実施の主体
②行政庁との連携
③地元住民との協力体制

【第四】活性化対策の基本事項
①自助努力
②営業時間の短縮
③各種イベントの実施
④広告、宣伝活動の活発化
⑤営業時間外の施設の活用対策
⑥後継者対策

【第五】具体的な対策
①墓地の適正配置
②営業時間の延長
③定休日
④浴室の改善向上
⑤共通入浴券等の発行
⑥広告、宣伝活動の活発化
⑦各種イベントの実施
⑧営業時間外の施設の活用対策
⑨後継者対策
⑩組合運動

【第六】将来の展望とビジョンの策定
【第七】投資の具体例
▽付表

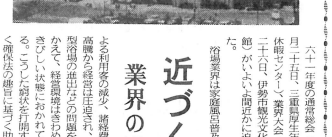

近づく三重県大会
業界の道求めて意見交換

六十一年度の厚生省予算案が二月十五日、三重県厚生年金会館大ホールで開かれ、三重県公衆浴場業生活衛生同業組合（五〇〇人）の第二回大会が開かれた。

大会では、三重県公衆浴場業生活衛生同業組合の組織強化を図るための方策、浴場経営の原点にかえる運動、浴場経営の原点にかえるための一日当たりの設備投資の抑制、などについて意見交換が行われた。

大会は、午前10時から、三重県厚生年金会館大ホールで開かれ

60年度全国の助成状況

調査 全浴連 ⑧

山口県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金に対する利子補給

▽設備助成
公衆浴場経営合理化事業。
設備改善資金（風呂釜の新設または更新）対象限度額、一、〇七〇千円。改築の更新、同六〇〇千円。外装の新代、同四五〇千円。
循環沪過機の新設・更新、同三万千円。
燃焼装置の新設・更新、同三万千円。
燃焼装置自動制御装置の新設・更新、同三〇〇千円。
配管、タイル張備の更新、同三〇〇千円。
太陽熱利用温水装置の新設、更新、同三〇〇千円。
燃焼装置の新設、更新、同三万千円。

▽経営助成
①環境衛生関係営業者に対し年額九八〇〇千円交付。
②福祉浴場補償金として、小野田市は三業者に対し年額四〇〇千円交付。山口市は四業者に対し同三六〇千円交付。徳山市は九業者に対し同二六〇千円交付。防府市は一〇業者に対し同一九〇千円交付。岩国市は一四業者に対し同二、三九四千円交付。
経営費助成金。
④入鳥振興組合は一業者に対し年額七五千円交付。
④一般助成。
吉敷郡小郡町は一業者に対し年額三〇〇千円交付。

▽その他の助成
①上水道料金の優遇措置。下関市、宇部市、萩市、山口市、小野田市、防府市、徳山市、新南陽市、松山市、光市、柳井市、岩国市、小郡町、下関市、宇部市、防府市、徳山市、岩国市、小郡町。

▽利子補給
環衛公庶設備資金に対する利子補給

▽設備助成
公衆浴場経営合理化事業。
設備改善資金（風呂釜の新設または更新）対象限度額、一、〇七〇千円。改築の更新、同六〇〇千円。外装の新代、同四五〇千円。
循環沪過機の新設・更新、同三万千円。
燃焼装置の新設・更新、同三万千円。
燃焼装置自動制御装置の新設・更新、同三〇〇千円。
配管、タイル張備の更新、同三〇〇千円。
太陽熱利用温水装置の新設、更新、同三〇〇千円。
燃焼装置の新設・更新、同三万千円。

▽経営助成
①環境衛生関係営業者に対し年額八六〇〇千円交付。
②福祉浴場補償金として、小野田市は三業者に対し年額四〇〇千円交付。山口市は四業者に対し同三六〇千円交付。徳山市は九業者に対し同二六〇千円交付。防府市は一〇業者に対し同一九〇千円交付。岩国市は一四業者に対し同二、三九四千円交付。
経営費助成金。
④入鳥振興組合は一業者に対し年額七五千円交付。
④一般助成。
吉敷郡小郡町は一業者に対し年額三〇〇千円交付。

▽その他の助成
①上水道料金の優遇措置。下関市、宇部市、萩市、山口市、小野田市、防府市、徳山市、新南陽市、松山市、光市、柳井市、岩国市、小郡町。

【市町村の施策】

▽設備助成
県の補助交付要綱に基づき同額を補助。

▽経営費助成
【萩江市】浴場数五、運営費補助金、一般助成額六〇万円。
【長門市】浴場数七、運営費補助金、一般助成額八〇〇千円。
【美祢市】浴場数七、運営費補助金、助成総額八〇〇千円。
【山口市】浴場数一、経営費補助金、一般助成額六〇〇千円。
【宇部市】浴場数一、経営費補助金、一般助成額六〇〇千円。
【小野田市】浴場数一、経営費補助金、一般助成額六〇〇千円。
【防府市】浴場数一、経営費補助金、一般助成額六〇〇千円。
【下関市】浴場数一、経営費補助金、一般助成額六〇〇千円。

▽利子補給
【萩市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【長門市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【美祢市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【山口市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【宇部市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【小野田市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【防府市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【下関市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。

▽その他の助成
【萩市】浴場数一、四五浴場、塩素剤補助、約四〇千円。
【長門市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【美祢市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【山口市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【宇部市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【小野田市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【防府市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【下関市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。

島根県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

鳥取県

【県の施策】

▽設備助成
①一般助成として一律補助。
鳥取県一律四五〇千円（五十九年度）。
②特定地域助成
同四七〇千円（六十年度）。
【市町村の施策】
▽経営費助成
施設の維持修繕費に要した経費
に対する補助。
【鳥取県】八〇千円。
【米子市】七〇千円。
【倉吉市】八〇千円。
【境港市】八〇千円。

▽その他の助成
固定資産税の二分の二軽減。
県、全域。

香川県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二軽減。
予算額八、三九九千円。
対象設備
風呂釜　限度額一、二〇〇千円。
浴過機　同七〇〇千円。

▽設備助成
県公衆衛生施設改善事業。
予算額八、三九九千円。
補助期間五ヵ年。
風呂釜　限度額三、〇〇〇千円。
浴過機　同七〇〇千円。
六十年度予算額三、三六千円。

▽その他の助成
固定資産税の二分の二軽減。
県、全域。

愛媛県

【県の施策】

▽利子補給
公庶衛生入金に対して、八〇万円を限度として一律に三分の一補助。

▽設備助成
県公衆浴場施設改善事業（なお、市町村が上乗補助の場合は、県補助額の二分の一補助）。
①一般地区
風呂釜　一、二〇〇千円、
浴過機　九〇〇千円、
ソーラー三、〇〇〇千円、
バーナー　五〇〇千円。
②特定地区
風呂釜　一、二〇〇千円、
浴過機　一、〇〇〇千円、
ソーラー三、〇〇〇千円、
バーナー　五〇〇千円。
燃焼装置　二、〇〇〇千円。
排湯温水器　四〇〇千円。
前記限度額に対して県四分の一、市町村四分の一、業者二分の一の割合いで助成。

▽その他の助成
五十一年度末現在、五十六年度末の浴場の一部廃業に対して県四分の一、市町村四分の一、業者二分の一の割合いで助成。

新潟県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

富山県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

福井県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

石川県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

富山県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

福井県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

岐阜県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

静岡県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

愛知県

【県の施策】

▽利子補給
公庶衛生入金に対して、八〇万円を限度として一律に三分の一補助。

▽設備助成
県公衆浴場施設改善事業（なお、市町村が上乗補助の場合は、県補助額の二分の一補助）。
①一般地区
風呂釜　一、二〇〇千円、
浴過機　九〇〇千円、
ソーラー三、〇〇〇千円、
バーナー　五〇〇千円。
②特定地区
風呂釜　一、二〇〇千円、
浴過機　一、〇〇〇千円、
ソーラー三、〇〇〇千円、
バーナー　五〇〇千円。
燃焼装置　二、〇〇〇千円。
排湯温水器　四〇〇千円。
前記限度額に対して県四分の一、市町村四分の一、業者二分の一の割合いで助成。

▽その他の助成
五十一年度末現在、五十六年度末の浴場の一部廃業に対して県四分の一、市町村四分の一、業者二分の一の割合いで助成。

三重県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

滋賀県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

京都府

【府の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
府、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
府、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

大阪府

【府の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
府、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
府、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

兵庫県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

奈良県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

和歌山県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

鳥取県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

島根県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

岡山県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

広島県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金利子補給補助
税金二分の二に減税、全町内一律。
以上の助成措置は、五十四年度までの個人金に対して、五十五年度以降の個人金に対しては助成されていない。
六十年度予算額九、二千円。

▽設備助成
①五十五年度六月以降、ソーラー施設に対して五、〇〇千円を限度として。
②六千円を限度として。
県、市、三分の二補助、業者、三分の一負担。
県、市の割合いは補助金額の各二分の一。
②五十五年度六月以降。

山口県

【県の施策】

▽利子補給
環衛公庶設備資金に対する利子補給

▽設備助成
公衆浴場経営合理化事業。
設備改善資金（風呂釜の新設または更新）対象限度額、一、〇七〇千円。改築の更新、同六〇〇千円。外装の新代、同四五〇千円。
循環沪過機の新設・更新、同三万千円。
燃焼装置の新設・更新、同三万千円。
燃焼装置自動制御装置の新設・更新、同三〇〇千円。
配管、タイル張備の更新、同三〇〇千円。
太陽熱利用温水装置の新設、更新、同三〇〇千円。
燃焼装置の新設、更新、同三万千円。

▽経営助成
①環境衛生関係営業者に対し年額八六〇〇千円交付。
②福祉浴場補償金として、小野田市は三業者に対し年額四〇〇千円交付。山口市は四業者に対し同三六〇千円交付。徳山市は九業者に対し同二六〇千円交付。防府市は一〇業者に対し同一九〇千円交付。岩国市は一四業者に対し同二、三九四千円交付。
経営費助成金。
④入鳥振興組合は一業者に対し年額七五千円交付。
④一般助成。
吉敷郡小郡町は一業者に対し年額三〇〇千円交付。

▽その他の助成
①上水道料金の優遇措置。下関市、宇部市、萩市、山口市、小野田市、防府市、徳山市、新南陽市、松山市、光市、柳井市、岩国市、小郡町。

【市町村の施策】

▽設備助成
県の補助交付要綱に基づき同額を補助。

▽経営費助成
【萩江市】浴場数五、運営費補助金、一般助成額六〇万円。
【長門市】浴場数七、運営費補助金、助成総額八〇〇千円。
【美祢市】浴場数七、運営費補助金、助成総額八〇〇千円。
【山口市】浴場数一、経営費補助金、一般助成額六〇〇千円。
【宇部市】浴場数一、経営費補助金、一般助成額六〇〇千円。
【小野田市】浴場数一、経営費補助金、一般助成額六〇〇千円。
【防府市】浴場数一、経営費補助金、一般助成額六〇〇千円。
【下関市】浴場数一、経営費補助金、一般助成額六〇〇千円。

▽利子補給
【萩市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【長門市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【美祢市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【山口市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【宇部市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【小野田市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【防府市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【下関市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。

▽その他の助成
【萩市】浴場数一、四五浴場、塩素剤補助、約四〇千円。
【長門市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【美祢市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【山口市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【宇部市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【小野田市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【防府市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給。
【下関市】浴場数一、公衆衛生環境改善資金利子補給

都道府県別入浴料金表

	県名	施行年月日	料金 大人	中人	小人	洗髪	摘要
北海道	北海道	59. 8. 11	250	120	60	0	
東北	青森	60. 10. 1	250	120	50	0	
	岩手	60. 5. 11	250	100	70	0	
	宮城	57. 12. 1	210	100	60	50	
	秋田	58. 4. 17	220	100	70	50	
	山形	58. 1. 20	210	100	60	50	
	福島	60. 1. 5	220	100	70	50	
関東甲信越	茨城	61. 3. 10	220	100	50	40	
	栃木	60. 11. 1	220	100	50	40	
	埼玉	59. 7. 13	220	100	60	30	
	群馬	60. 12. 15	220	100	50	30	
	千葉	60. 9. 14	245	100	55	25	
	東京	60. 5. 7	260	120	60	0	
	神奈川	60. 6. 1	250	100	60	20	
	山梨	61. 1. 25	230	100	50	20	
	長野	60. 12. 1	230	100	50	40	
	新潟	60. 7. 1	230	100	50	50	
東海北陸	静岡	58. 2. 11	200	90	40	40	
	愛知	60. 6. 24	240	100	50	30	
	岐阜	59. 9. 25	230	100	50	30	
	三重	59. 4. 15	210	90	50	30	
	石川	60. 11. 1	240	100	40	30	
	富山	59. 12. 1	230	100	40	30	
近畿	福井	58. 9. 20	220	100	50	30	
	滋賀	59. 10. 15	220	100	50	30	
	京都	59. 9. 1	220	100	50	0	
	大阪	59. 6. 21	220	110	50	10	
	兵庫	58. 5. 7	210	100	50	30	
	奈良	60. 9. 16	220	100	50	20	
	和歌山	58. 6. 10	210	100	50	20	
中国	岡山	61. 3. 1	220	100	60	40	
	広島	59. 3. 1	210	100	50	40	
	山口	59. 1. 1	210	100	50	40	
	島根	61. 1. 10	200	100	50	50	
	鳥取	59. 10. 1	210	100	50	40	
四国	香川	61. 4. 1	210	100	60	30	
	愛媛	59. 1. 1	200	100	60	30	
	徳島	59. 2. 6	200	100	60	30	
	高知	59. 1. 10	200	100	60	30	
九州	福岡	60. 1. 1	230	100	60	50	
	佐賀	59. 10. 1	200	100	50	50	
	長崎	58. 5. 20	200	100	50	30	
	熊本	58. 4. 1	200	100	50	30	
	大分	58. 9. 10	200	100	50	30	
	宮崎	59. 9. 1	200	100	50	30	
	鹿児島	60. 11. 1	240	100	50	0	
	沖縄	55. 11. 6	200	100	70	30	

健康増進のサービス

保賀昭雄

私の住む下京区では、近年高齢者人口が減少をつづけております。町内で遊ぶ子供の数も減りました。先祖代々住んでおられた方も、お年寄りというのは、あまりよいものではありません。

このような地域住民の人口減少に加え、家庭風呂の普及が銭湯業界に大きな影響を与えていることは、成長産業化というのか、残された浴場経営にゆさぶりをかけ、厳しい競争時代に突入しております。

ヘルシー・クラブ、プロポーション教室などが健康増進を目的として銭湯業界に進出しオープンしています。銭湯入浴時間帯に設備を整えて対抗しようとしているところもあります。

家庭の風呂では味わえない快適空間、そして健康増進の風呂づくりをしないことには、利用者の要求にこたえることはできないようです。

そこでバンザイ！の声ができるようにバンザイ！の声ができるようにお客様に喜ばれることは、みんなが望んでいる思うのですが。しかし、それには、お客様の減少を防ぐための努力は、当然のことと考えます。

明るく楽しい浴場経営のためにも、常連客の獲得はもちろんのこと、新規のお客様の開拓にも努力をしなければなりません。

広場

国府神社の「はだか祭り」

石原ふじゑ

愛知県稲沢市の国府宮神社の奇祭「はだか祭り」は二月二十一日に行われ、午後四時半、神男が全裸の裸男たちの中に飛び込み、祭りの最高潮の瞬間を締めます。地域住民の「まわし隊」団」がこの神事を取り仕切ります。

約三十分のもみ合いがつづき、たち裸男たちの体は熱気で湯気が立ちのぼります。

水をかぶって身を清め、再び厳寒の境内へ裸男たちの闘志をぶつけます。

乱舞をもって知られる国府の宮祭り出で装束姿の花嫁の花嫁衣裳を飾り、白装束の笹竹を持った裸男たちが、神輿の前後を固めて練り歩きます。

言葉は、しつけの第一課

清川儀一

「いじめ」が全国で問題となっていますが、一関地方でも子供のしつけ教育へ向けていろいろな取り組みがなされています。

「ありがとうございます」「おはようございます」「これ、ください」「はい、こめんなさい」「いただきます」「ごちそうさまでした」「おはようございます」「おはようございます」「おはようございます

絵でみる浴場風俗史

大原十六

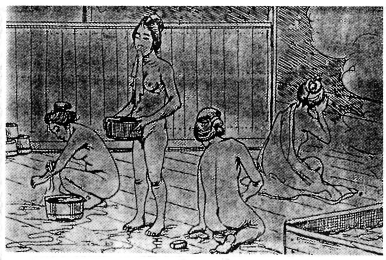

（第一図）

イギリスのジャーナリストで幕末から明治にかけて在日した、郊外新聞「江戸新聞誌」や月刊雑誌「ファイエット」を発行したブラックは温泉の温泉入浴体験をのべている。

夕食前に温泉に入りたいというと、役人たちが訝しがる。清潔浴場の建物へ行くと、服装もその前の心がけ、頭髪から体の垢まで洗われる。温泉から帰ってきた後は、しばらくは話をすることも禁じられる。

浴槽は縦三フィート、広さ九フィート四方である。最初は浴者の身体の熱い方に、流れ込んでくるお湯の熱さに驚く。

ロッカーの前でバスタオルで体を拭き、所謂「国民に広めてきた」ほっとした気分である。

浴槽の縁に腰をかけ、足を湯に浸すと、天井にたくさんの穴があいていて、そこから蒸気が出てくる。

蒸気浴室は、ドアを閉めると真っ暗になる。

ここで、入口をしめると